

平成30年度事業計画

1 事業計画の基本姿勢

現代の日本は、超高齢社会である。

超高齢社会は、今まで経験したことのない速さで進み、未曾有の問題が発生する。

また、これからの日本は、間違いなくIT国家となる。

IT国家は、社会の在り方を根本的に変えてしまうだろう。

このような社会の中で、我々司法書士はどのような法的サービスを提供していくのかという課題を突き付けられている。

「超高齢社会」と「IT国家」この二つにより激変する時代に生きる我々司法書士は、高い意識を持ち、時代に対応する能力を磨き、来るべき時代にあっても存在感を示さなければならない。

これが事業計画の基本姿勢である。

2 相続について

平成30年1月の政府関係閣僚会議において、現時点における相続登記未了問題への政府対応方針が出そろい、通常国会による法律の制定運用、運用上のガイドラインの策定等が示され、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が本年5月から6月に成立し施行が10月末と予定されている。

この特別措置法は、所有権の登記名義人の死亡後長期にわたり所有権の登記がされていない場合、登記官が職権で長期相続登記未了土地である旨を登記し、所有権の登記名義人となり得る者に対して相続登記の申請を勧告することができるとするものである。

これにより相続登記が促進され、司法書士に対する相続登記の相談及び依頼が増加することが予測されることから、相談センターにおいて相続登記の無料相談会を開催するなど活発且つ迅速な対応が必要になる。

また、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が本年5月から6月に成立し施行が公布の日から2年を超えない日と予定されている。

この法律は、法務局における自筆証書遺言の保管及び情報管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取り扱いに関し特別の定めをするものである。

法務局が遺言書保管所となり、遺言者が遺言書の保管を申請するには遺言保管所に自ら出頭しなければならないが、遺言書保管所に保管されている遺言書には民法第1004条第1項（検認）を適用しないとする。

この法律により自筆証書遺言の利用が増加することが予想されることから、市民への広報及び会員への周知を積極的に行う。

3 空き家・所有者不明土地問題について

空き家・所有者不明土地及びその両問題に共通する課題としての相続登記未了問題への対応は、まさに社会が司法書士の専門性に大きな期待を寄せているものであり、空家対策委員会のより積極的な活動の展開により期待に応えなければならない。

空き家・所有者不明土地問題への対応策として財産管理人制度の活用推進も必要になる。

4 権利擁護について

平成28年8月に成立した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、平成29年3月24日に「成年後見制度利用促進計画」が閣議決定された。

中核機関、地域協議会等で中心的な役割を果たし、地域連携ネットワークの一員として活動をすべく、自治体や地域の福祉機関等への働きかけをリーガルサポート山梨と連携しさらに推進する。

我々司法書士が取り組むべき高齢者や障がい者の権利擁護活動は、成年後見制度のみにとどまらず、総合法律支援法の改正に伴い、平成30年1月24日より「特定援助対象者法律相談援助制度」が開始されたことにより法テラスにおける高齢者や障がい者への法的支援事業においても対応が必要であり福祉機関との連携も視野に入れ活動する。

5 IT化促進・規制改革推進等の国家戦略への対応について

政府は、ITやAIを駆使しつつ規制改革を断行するという基本方針を打ち立て実行をしている。

平成28年5月20日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」を受けて「官民データ活用推進基本法」が平成28年12月14日に施行され、さらにこれを受けて、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用基本計画」が平成29年5月30日に閣議決定され、時代は間違いなくITやAIを駆使する社会へ向かっている。

この時代の流れの中にあつて、司法書士のあり方そのものが我々に問われており、ITを駆使できない専門家は時代に淘汰される。

政府は、2018年1月16日「eガバメント閣僚会議」を開き、「デジタル・ガバメント実行計画」を決定した。

これによれば、手続オンライン化の徹底が計画され、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進、本人確認等の手法の見直し、死亡・相続ワンストップサービスなど、司法書士業務に大きな影響を与えるであろう様々な議論がなされている。

これらの議論の内容を知るためにITを利用して情報収集する能力も我々司法書士に求められる。

デジタル・デバインドにおける、情報力の差は、司法書士の今後の存在価値を決定づける重要な要素でもある。

他方、いかにITやAIが駆使され変革した社会になったとしても、ITやAIに代替できない司法書士の事業として、相談センターの相談事業、調停センターの調停手続がある。

これらの事業をこれからのITやAIが駆使される社会の中でどのように展開していくのかは今から大きな課題である。

6 資格者代理人方式について

平成30年度に運用が予定されている資格者代理人方式による申請は、様々な問題点が指摘されているが、資格者代理人方式はすべての行政手続をオンラインでとする国のIT化促進政策と、司法書士の職責を踏まえ、登録官による原資料の確認がなくても登記の真実性が担保されることを前提として創設される制度であり、司法書士の職務に対する信頼を基礎におくものである以上、我々司法書士の手で資格者代理人方式をよいものにしていくことが重要である。

研修会の開催等会員への情報提供により資格者代理人方式の周知を図る。

7 結びとして

今からおとずれる「人口減少・超少子高齢社会」及び「IT化促進・規制改革推進」の社会にもたらすスピードと変化は、過去146年の歴史を持つ司法書士制度においても経験したことのない変革の波であり、我々司法書士は避けて通ることはできない。

したがって、我々司法書士は、変化に柔軟に対応することが必要となるとともに、同時に、司法書士の原点を忘れることなく変わってはならないものを常に意識しながら時代とともにあらねばならない。

以上のことを平成30年度の事業計画の中心に据え事業を展開する。

総務部

1 厚生委員会

次年度事業は前年の反省にたつて会員相互の親睦を深め、情報交換を密にするため、以下の事業を実施する。

人間ドック助成制度のいっそうの普及を図る。

司法書士会館のソフト面に於いて適正な利用を図ると共にハード面における維持管理を深めて行く。

事業 人間ドック助成、慶弔費、旅行等助成、会館適正運営

2 登録調査・表彰等選考委員会

①登録等の申請者の審査

②各種表彰者の選考

3 事故処理委員会

司法書士賠償責任保険の請求があった場合、迅速に対応する。

4 総務委員会

①委員会活動における委員会間の連絡調整

各委員会の活動につき、他の委員会との情報共有が不足していることから、全委

員長を招集する全体会議の開催等による各委員会間の情報交換について検討する。

②会員に対する指導

研修の未受講者に対する指導について検討する。

③新たな検討課題への対処

新たな検討課題があれば、必要に応じて会議を開き、検討する。

5 苦情対応窓口

①市民からの苦情に対しては、迅速な対応を行い早期に問題解決を図っていく。

②綱紀案件にならないよう配慮するとともに、問題の把握に努め、じっくり話を聞き苦情申出人の感情を和らげられるような対応を心掛ける。

③苦情対応窓口の設置に関する規程及び苦情対応窓口運用細則の改正又は新設を策定する方向で検討に入る。

6 紛議調停委員会

紛議調停の申立があった場合は、誠実に対応する。

7 非司排除委員会

非司行為をする者及び疑いのある者並びにそれらの者に業務を依頼する者に対し、司法書士法73条（非司等の取締り）の規定を周知する。違反者の告発及び告訴等を行うため、関係機関との連携・協力を推進する。司法書士法施行規則第41条の2（司法書士法等違反に関する調査）の規定による法務局長からの調査委嘱に対応し、調査を実施する。

経 理 部

不安定な世の中であって会員の事件数も減少傾向にあり、会員の収入も思うにまかせぬ現状にあることを認識しながら、次のことを今年度の目標に掲げて努力する。

①予算執行にあっては、適正を旨とし可能な限り節約につとめる。

②会計処理の適正を確保するとともに各種事業活動への支援のあり方の適正及び迅速性を図る。

業 務 部

1 業務推進委員会

1) 法務局、裁判所、法テラス、その他関連機関等に関する情報収集と周知活動を行う。

2) 企画部、研修部等の他部と連携し、収集した情報の共有及び展開を図る。

2 主な活動

【法務局関連】

・オンライン申請の資格者代理人方式の周知。

【法テラス関連】

- ・甲府地方事務所との連携を強化し、法テラス事業の活性化を図る。

【関東ブロック会議】

- ・2019年3月開催の業1グランプリ2018への対応。

研 修 部

1 単位制研修の開催

- | | | |
|-----------|-----------------------------------|-------------|
| ○4月28日(土) | 「資格代理人方式について」
担当者 藤原彰人 | 13:00~16:00 |
| ○5月26日(土) | 「離婚 聞きとり方など」
担当者 永淵 智・三富久光 | 14:00~16:00 |
| ○6月23日(土) | 「遺産承継業務の実務(DVD)」
担当者 藤原彰人・緑川雅己 | 9:30~17:00 |
| ○8月11日(土) | 「司法書士業務とAI」
担当者 全青司ADR委員会 | |
| ○8月25日(土) | 「事業承継」
担当者 藤原彰人・永淵 智 | 14:00~17:00 |

2 年次制研修の開催

◎例年通り11月の開催を予定

3 部会の開催

◎会議形式(年間4~5回 予定)

※個別打ち合わせについてはメール等の活用により会議費等の節減を図る

4 単位取得率向上のための諸施策について

司法書士法一部改正により、現行の目的規定を廃止して、「使命規定」を新設するという動きに伴い研修制度の義務化(単位制研修の義務化)を図り司法書士として常に高い執務レベルを維持し続けるということが今後の課題となっています。

そのために

ア) 研修テーマの精査

イ) 単位取得状況の把握及び開示等の検討、また会員に対する啓発の強化

ウ) 研修会共催の場合の費用拠出(研修部から共催者側へ)

上記（イ）、（ウ）については、総務部等との連携を図り協議して行く必要があると思われる。

広 報 部

対内広報

会員相互の情報交換及び、会務の会員への周知、連絡の為に本年度も下記の通りの広報活動を行っていく予定である。

- ・甲州路発行（機関紙） 8月上旬発行予定
なお、本年度は会員からの原稿の募集を活性化させるため、投稿につき謝礼等何らかのインセンティブを検討。
- ・かいいん通信発行

対外広報

司法書士制度の周知及び、山梨県司法書士会の活動を広く市民に PR するため下記の通りの広報活動を行っていく予定である。

- ・山梨日日新聞に月極広告掲載 6か月予定
- ・ヴァンフォーレ甲府の団扇広告予定
- ・司法書士の日無料相談会開催予定 8月3日 場所：県立図書館1F（共催）
- ・山梨県司法書士会 PR グッズ作成予定
相談会における相談者の満足度の向上及び、次に繋げる手段として PR グッズを作成し配布を予定。
- ・市町村広報誌における有料広告掲載予定
広報媒体としての、市町村広報の有用性を鑑み、有料広告欄に PR 文の掲載を検討。
- ・HP の活用方法の検討（リニューアルを含む）
相談会及び司法書士へのアクセスの窓口としての HP の重要性を考慮し、HP の活用方法の検討を予定。また、HP が古いため時代に合ったリニューアルの検討も必要。

企 画 事 業 部

年々多様化する司法書士業務の中で、司法書士が社会に対して責任ある職能として存在し、市民から信頼され、専門性のさらなる向上に役立つ取り組みをしていくためには、これまで以上に地域社会との連携が必要であると思われる。

司法書士業務の拡大と発展のために、社会問題に対し、更に積極的な対応を心がけていきたいと思う。

1. 災害協定

今後おこりうるであろうと思われる大規模災害に備えて、地方自治体と各種企業・団体との間で、様々な分野において災害時支援協定を結ぶ動きが全国的に広がっている。

よって、引き続き山梨県下全ての市町村において、「災害協定」の締結を目指す。

なお、協定書の内容は下記のとおりである。

災害時における被災者等相談への実施に関する協定書

(以下「甲」という。)と山梨県司法書士会(以下「乙」という。)は、災害時における被災者等(被災者及びその雇用主、従業者、相続人、親族を含む。以下同じ。)からの相談(以下「被災者等相談」という。)の実施に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

(派遣要請)

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請(以下「要請」という。)を受けた場合は、速やかに乙又は乙の関係団体の会員の中から、被災者等相談を行う司法書士(以下「相談員」という。)を選出し、相談員の派遣実施計画を甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。(被災者等相談の範囲)

第3条 相談員が実施する被災者等相談の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) 借金等の債務に関する相談(ただし、その金額が140万円を超えないものに限る。)
- (6) その他司法書士法に定める業務に関する相談

(要請方法)

第4条 第2条に基づき甲が要請を行うときは、乙に対し要請の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」(以下「要請書」という。)を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

(災害時の態勢整備等)

第5条 乙は、災害時における甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できない場合は、乙の関係団体による支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りではない。

(相談料)

第7条 乙及び乙の派遣した相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙が被災者等相談を行う場合において、他機関等と連携する必要がある場合は、乙は、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに

甲又は乙から書面による協定解除の申出がなかった場合は、協定の存続期間がさらに1年間自動延長されるものとし、2年目を以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

1 総合相談センター

①例年どおりの相談会を開催予定です。

その他の相談会の開催日時は、運営委員会で詳細を決定します。

変更点等については以下の3点

- ① 昨年開催した税理士会との「税と登記の合同相談会」は毎年開催することで、税理士会と当会で意見一致。
- ② 甲府商工会議所での無料相談会は企画を継続審議する。
- ③ 有料相談も視野に入れるが、定例の相談会は司法書士の制度広報の意味合いがあるので、司法書士の社会的浸透をさらに推し進めていく。

②定例相談会の開催

例年どおりの開催する相談会

(各回派遣数)

金曜相談会	第4金曜日	18時～20時	3名
甲斐市相談会	第2金曜日	13時～17時	4名
南アルプス市相談会	第3木曜日	13時～16時	4名
甲府市役所相談会	第1水曜日	10時～13時	2名
山交相談会	第1・第3火曜日	13時～16時	3名
笛吹社協相談会	毎月1回程度	13時30分～15時30分	1名
白州相談会	毎月1回程度	10時～13時	1名
富士吉田市役所	毎月10日	13時～16時	1名
都留市中心配ごと相談所	第1・第3金曜日	13時～16時	1名
富士急百貨店相談会	第3水曜日	13時～16時	3名

3 その他の相談会

法の日相談会	各支部にて開催
相続おすみですか月間相談会	各支部にて開催
税理士会・司法書士会合同相談会	かいてらす(地場産業センター)で開催

山梨県会・東京三多摩支会合同相談会 小菅村・丹波山村・道志村で開催

4 各種団体の開催する相談会へ相談員の派遣

1 日合同行政相談会（峡南・甲府・吉田・山梨市）

法務局休日相談会

十士会合同相談会

多重債務者相談強化キャンペーン（県民生活センター主催）年2回

法律扶助の日無料相談会（山梨県弁護士会）

法テラスの日広報活動（甲府駅でグッズ配布）・法テラスの日無料相談会

2 調停センター

（1）調停センターの運営について

- ① 各支部・各種団体への説明等より積極的な広報活動を行います。また、無料の SNS 並びに会員通信を利用させて頂き、当センターの内外広報活動に、より力を入れていきます。
- ② 山梨県司法書士会・行政・社会福祉関連団体・学校等からの要望があった場合には、研修会やセミナーを開催したいと思います。
- ③ 事件管理者・手続実施者のスキル向上や新たな手続実施者養成のため、司法書士向けの研修会を行いたいと思います。
- ④ 規程類の修正又は運営上の文書類作成のため、また、事案の受託方法や関東ブロック・日本司法書士会連合会・他県調停センターの運営状況の把握等のために運営委員会（全体会議）を開催します。

（2）案件受託のための工夫

- ① 昨年度に引き続きパンフレットの配付及びホームページの活用を行います。また、各種団体へ出向き、積極的に広報活動を行います。
- ② 昨年度に引き続き、会員が相談を受けた事案や各相談会場で開催される無料相談及び司法書士総合相談センターに持ち込まれた事案について ADR による解決に向けたものについて、当センターを紹介してもらえるよう積極的に働きかけを行います。
- ③ 平成30年1月13日・14日に開催された関東ブロック ADR 研修会において学んだ成果を、当センターの広報活動に役立てられるように、成果物（市民の皆様に調停センターを身近に感じてもらえるようなチラシ等）の作成を行います。

（3）研修会（セミナー）の実施及び参加

運営委員・手続実施者名簿登載者の個々のスキルアップのため、また、山梨県司法書士会会員から新たに手続実施者や事件管理者を名簿登載・育成するために、会員向け研修会を実施したり、対外研修会へ参加したいと思います。

（4）事案の積極的受託

より多くの市民の皆様のお役に立てるよう1つでも多くの事案を積極的に受託します。

尚、平成28年度から引き続き継続した事案が1件ありましたが、3回の期日開催後合意は成立しませんでした。平成29年度の事案の新規受託状況は、0件でした。

3 開業支援司法過疎対策委員会

山梨県司法書士会の会員の高齢化が年々深刻になってきております。会員の中には長年の依頼者から寄せられた期待を感じながらも後継者不足により廃業というケースも生じてきます。継続的に依頼に答えていた会員が廃業し、長年の信頼関係で繋がっていた相談先を失い、暮らしや事業の流れが滞ってしまうことに当会としても手を打たなければなりません。その対応策として事務所承継システムを積極的に活用してもらいたいと考えます。

については、せっかく構築されているシステムが現状あまり稼働していない原因を分析し、効果的な情報発信をしていく必要があります。できるだけこのシステムを広範に周知させ、都会の若手司法書士に山梨での開業という選択肢を提供し、司法書士登録を躊躇っている有資格者に開業の支援をしていきます。

①事務所承継システムのPR

利用促進のために関プロ管内にPRして、優秀な人材を山梨で開業してもらえるように情報を提供していく。

②利用者名簿登録者に対し相互の接触の機会を提供する。

③新規開業者に山梨県会独自の資料提供及び最新情報を提供していく。

4 空家対策委員会

空家対策は国家的プロジェクトであり、各市町村においては、県からの指導に基づき条例が制定され、国、県からの予算配分も予定されている最中、各専門業界に対し委員を嘱託して協議会を立ち上げ、より積極的に空家対策事業を展開しようとしているのが現状である。

当会の空家対策委員会も、今まで活動が組織体制づくりが中心でしたが、これからは市町村グループ別の事業担当グループを中心に、甲府市や甲斐市以外の市町村とも当会との業務委託協定書の締結を積極的に行い、各市町村の空家対策事業に積極的に取り込むこととし、これに応じる対応として、平成30年度事業計画を次のとおりとする。

1. 積極的な空家対策事業の推進
2. 各市町村との空家等対策に関する協定書・業務委託契約の締結
3. 空家等対策に係る相談会の実施並びに講師派遣
4. 市町村における空家等対策協議会等への委員派遣
5. 空家等対策業務に関する当会事業担当者向けの研修
6. 空家等対策事業担当者の募集及び名簿登録作業
7. 空家等対策事業に関する情報収集及び他の団体との情報交換